

## 一宮市瓦屋根耐風対策費補助金交付要綱

### (目的等)

第1条 この要綱は、強風や地震による市内の建築物の瓦屋根の被害を軽減し、市民の身体及び財産を保護するため、瓦の緊結状況等を調査し必要に応じて改修を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付することにより、災害に強いまちづくりを促進することを目的とする。

2 前項に規定する補助金の交付については、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

#### (1) 瓦屋根診断

かわらぶき技能士(1級又は2級)、瓦屋根工事技士及び瓦屋根診断技士(以下「瓦屋根診断技士等」という。)が、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号(以下「告示基準」という。)への適合を確認するために行う瓦屋根診断をいう。

#### (2) 瓦屋根改修

瓦屋根診断の結果、告示基準に適合していない屋根に対し、全面を告示基準に適合させるために瓦屋根診断技士等が行う工事又はスレート屋根、金属屋根等へ改修を行う工事をいう。ただし、屋根が強風等で被災し、明らかに告示基準に適合していないと市長が認めたものは、瓦屋根診断を必要としない。

### (補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 瓦屋根診断若しくは瓦屋根改修を行う建築物を所有する者又は所有する者と同等の権利を有する者として市長が認める者。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又はこれら密接な関係を有する者でないこと。

### (補助の対象)

第4条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、市内に所在する次の各号のすべてを満たすものとする。

(1) 令和3年12月31日までに葺いた瓦屋根であること。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づき適正に建築されたものであること。

(3) 当該建築物が所在する同一敷地内の建築物に対して、過去にこの要綱に基づく同一事業の補助金の交付を受けていないこと。

2 瓦屋根改修を行う場合にあっては、前項のほか、次の各号のいずれかにより耐震性が確

認されるものであること。

- (1) 昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認がなされたものであること。
- (2) 建築士による耐震診断の結果、耐震性を有することが確認されたものであること。
- (3) 前 2 号と同等以上に耐震改修が行われるものであること。

**(補助の対象事業)**

第 5 条 本補助金の対象事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 補助対象建築物の瓦屋根診断
- (2) 補助対象建築物の告示基準に適合しない屋根の瓦屋根改修

**(補助対象経費及び補助金の額)**

第 6 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

**(事前相談)**

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金申請をする日より前に事前相談をしなければならない。

**(補助金交付申請)**

第 8 条 瓦屋根診断補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、事業を実施する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 確認通知書、確認済証、家屋の資産証明書又は建物登記事項証明書等の建築年月が確認できるものの写し
- (2) 付近見取図
- (3) 現況写真（屋根材が分かるもの）
- (4) 瓦屋根診断補助事業に係る見積書の写し
- (5) 瓦屋根診断技士等の資格を証する書面の写し
- (6) 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 瓦屋根改修費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、事業を実施する前に市長に提出しなければならない。ただし、前項の申請の際に提出した書類と変更がない場合は添付を省略することができる。

- (1) 確認通知書、確認済証、家屋の資産証明書又は建物登記事項証明書等の建築年月が確認できるものの写し
- (2) 付近見取図
- (3) 現況写真（屋根材が分かるもの）
- (4) 瓦屋根改修費補助事業に係る見積書の写し
- (5) 瓦屋根診断技士等の資格を証する書面の写し（瓦屋根とする場合に限る。）
- (6) 瓦屋根診断の結果報告書の写し
- (7) 屋根面積が確認できる図面及び面積表

- (8) 屋根改修の方法を示す図書
  - (9) 代理者によって申請を行う場合にあつては、委任状
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する補助金交付申請書は、補助事業を実施する年度の12月15日（12月15日が土日祝日の場合は翌開庁日）までに提出しなければならない。

**（補助金の交付決定）**

第9条 市長は、前条に規定する補助金交付申請があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する補助金交付決定通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

**（交付申請の内容の変更）**

第10条 申請者は、補助金の交付を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、あらかじめ補助金交付変更申請書に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額の変更

- ア 第8条第1項第4号又は同条第2項第4号及び第8号に掲げる書類
- イ その他市長が必要と認める書類

- (2) 申請者の変更

- ア 補助金の交付決定を受けた申請者との関係が分かる書類
- イ その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査のうえ、変更内容を適当と認めたときは、補助金交付変更決定通知書により申請者に通知するものとする。

**（交付申請の取下げ）**

第11条 申請者は、事情により交付申請を取り下げるときは、速やかに補助金交付申請取下届を市長に提出しなければならない。

**（完了実績報告）**

第12条 申請者は、瓦屋根診断が完了したときは、完了実績報告書に次に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書又は領収書の写し
- (2) 瓦屋根診断請負契約がわかる書類の写し
- (3) 瓦屋根診断結果報告書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、瓦屋根改修が完了したときは、完了実績報告書に次に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書又は領収書の写し（工事業者が発行したものに限る）
- (2) 屋根の改修工事が完了したことがわかる写真

(3) 工事請負契約がわかる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する完了実績報告書は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の1月31日（土日祝日の場合は翌開庁日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。

**（補助金の額の確定）**

第13条 市長は、前条に規定する完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により申請者に通知するものとする。

**（補助金の請求及び交付）**

第14条 申請者は、前条による通知を受けたときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

**（交付決定の取り消し及び補助金の返還）**

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽の申請その他不正行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件及びこの要綱に違反したとき。

(3) 第3条第1項第2号に該当していないことが判明したとき。

(4) 第12条第3項に規定する日までに、同条第1項又は第2項に規定する完了実績報告書が提出されなかったとき。

(5) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

**（書類の保管）**

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

**（その他）**

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 この要綱に係る様式は、市長が別に定める。

**付 則**

**（施行期日）**

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第 6 条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
瓦屋根診断	補助対象建築物の瓦屋根診断に要する経費。	左欄の経費に 3 分の 2 を乗じて得た額かつ 1 棟あたり上限 2 万 1 千円
瓦屋根改修	補助対象建築物の瓦屋根改修に要する経費。ただし、2 万 4 千円に屋根面積（㎡）を乗じた額を限度とする。	左欄の経費に 100 分の 23 を乗じて得た額かつ 1 棟あたり上限 55 万 2 千円